

社会保険等未加入業者の排除について

建設業等の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、次のとおり社会保険等未加入の建設業者への対応を厳格にしています。

なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のこととします。

(1) 元請業者について

太田市が発注する200万円を超える建設工事や100万円を超える建設関連業務委託においては、社会保険等に加入していること。(但し、社会保険等加入適用除外事業者(※1)を除く)

なお、社会保険等未加入業者は、入札参加資格申請(ぐんま電子入札共同システム)を行えません。

(2) 下請業者について

元請業者の責務として、下請業者(再下請業者含む)に対して社会保険等未加入に係る指導を行うことを求めます。

請負金額が200万円を超える建設工事案件については、原則として社会保険等未加入業者との一次下請負いを認めないものとします。(但し、社会保険等加入適用除外業者や、特別の事情(※2)があると認められる場合を除く)

(3) 提出書類について

太田市が発注する建設工事を受注する際に、落札候補者には「下請負に関する誓約書」を、受注者(落札者)には「下請負に関する届出書」を提出していただきます。

また、社会保険等未加入業者(社会保険等加入適用除外事業者を除く)と一次下請契約をした場合には、「下請負に関する理由書」の提出を求めるものとします。

なお、「下請負に関する理由書」の下請負契約理由が、特別な事情があると認められない場合、当該案件の受注者を入札参加資格停止措置の対象とします。

※1 「社会保険等加入適用除外事業者」とは、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に規定する適用除外事由であり、「常時5人未満の従業員」等の規定があります。

※2 「特別の事情」とは、特殊性を有する工種で当該業者の施工が不可欠であると発注者が認めるもの。